

亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本の取得(例)

- ①見附太郎さんの死亡が記載された戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を取得する。(図1)
- ②見附太郎さんの身分事項欄に「死亡」の記載があることを確認する。
- ③戸籍事項欄で戸籍の編製(改製)日を確認する。「戸籍改製」とある場合は、ひとつ前の戸籍は同本籍地の改製原戸籍となるためその改製原戸籍を取得する。(図2)

戸籍事項欄に「転籍」とある場合は、【従前本籍】に記載のある本籍地へ転籍前の戸籍を請求する。

※同一市町村内で転籍した場合は、「戸籍事項」欄に転籍日、従前の記録の本籍が記載され、新たに戸籍は編製されません。

戸籍事項欄に「戸籍編製」とある場合は、婚姻、離婚などにより新たに戸籍を編製しているため、編製日に該当する身分事項欄を確認し、そこに記載されている【従前本籍】に戸籍を請求することになります。

1

図 1

見附太郎さんの現在(亡くなった時)の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)

(1の1) 全部事項証明	
本籍 氏名	新潟県見附市昭和町二丁目1番 見附 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成16年5月29日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者 除籍	【名】太郎 【生年月日】昭和20年1月1日 【父】見附一郎 【母】見附はな 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和20年1月1日 【出生地】新潟県長岡市 【届出日】昭和20年1月14日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】昭和45年5月5日 【配偶者氏名】新潟さくら 【従前戸籍】新潟県三条市本町五丁目123番地 見附一郎
死亡	【死亡日】平成30年2月29日 【死亡時分】午後1時30分 【死亡地】新潟県見附市 【届出日】平成30年3月1日 【届出人】親族 見附さくら
戸籍に記載されている者	【名】さくら 【生年月日】昭和22年11月21日 【父】新潟博 【母】新潟ゆき子 【続柄】二女

本籍・筆頭者名

※筆頭者は亡くなっても変更はありません。

改製により、この戸籍ができた日

戸籍事項欄

「戸籍改製」の記載がある場合は同本籍地に改製原戸籍があります。

【改製日】と改製原戸籍(図2)の消除日は同日となっており、連続した戸籍であることが確認できます。

身分事項欄

「婚姻」事項で婚姻前の本籍、「死亡」事項で死亡の事実確認ができます。

【編製日】は戸籍の届出(送付)により新戸籍が編製された日です。身分事項欄を確認し、【従前戸籍】のある市町村へ請求してください。

婚姻による新戸籍編製の場合は、身分事項欄の「婚姻」の記載を確認してください。

記載例

【婚姻日】平成25年7月7日

【配偶者氏名】新潟さくら

【送付を受けた日】平成25年7月9日

【受理者】東京都港区長

【従前戸籍】新潟県三条市本町五丁目123番地 見附一郎

この例の場合は三条市へご請求ください。

戸籍事項欄、その他の例

戸籍事項欄が「戸籍編製」の場合

戸籍事項
戸籍編製
【編製日】平成25年7月9日

戸籍事項欄が「転籍」の場合

戸籍事項
転籍
【転籍日】平成20年8月15日
【従前本籍】新潟県長岡市あさひ町345番地

【転籍日】は転籍の届出により新戸籍が編製された日です。転籍前の戸籍は【従前本籍】のある市町村へ請求してください。

この例の場合は長岡市へご請求ください。

④見附太郎さんの改製原戸籍(図2)を取得し、戸籍が連続しているか確認する。

(「図1」の③の改製日と「図2」の④の消除日が同日であることにより、連続している戸籍であることを確認できる。)

⑤改製原戸籍の戸籍事項欄で戸籍の編製(改製)日を確認する。

戸籍事項欄に「転籍」とある場合は、転籍前の本籍地へ戸籍を請求する。

※同一市町村内で転籍した場合は、「戸籍事項」欄に転籍日、従前の記録の本籍が記載され、新たに戸籍は編製されません。

⑥この例の場合、婚姻により戸籍編製をしているので、婚姻前の戸籍を婚姻事項に記載されている従前の本籍地へ請求する。

※出生から死亡まで同じ市区町村に本籍があった方は1か所で全ての戸籍が取得できます。

複数の市区町村に戸籍のあった方は、生まれたときの戸籍にさかのぼるまで、各市区町村へ請求してください。

図 2

身分事項欄

5 戸籍事項欄

婚姻前の本籍・筆頭者

6

改製原戸籍

見附太郎さんの改製原戸籍

4

改製によりこの戸籍が消除された日

昭和四拾五年五月五日新潟県長岡市で出生同日		昭和四拾五年五月五日新編製		新潟県見附市昭和町二丁目一番	
昭四日父届出入籍				昭和四拾五年五月五日編製	
長岡市本町五丁目百貳拾参番地見附一郎戸籍					
ら入籍					
夫		母		氏	
太郎		はな		見附太郎	
父		見附一郎			
昭和四拾五年五月五日		男			
出生					

平成六年法律省令第五十一号附則第二条第一項による改製につき平成拾六年五月貳拾九日消除

戸籍事項欄、その他の例

5 戸籍事項欄

5 戸籍事項欄

昭和五拾八年参月参日長岡市あさひ町参百四拾五番地から転籍届出	転籍により戸籍が編製されている場合、転籍前の戸籍は、この例の場合は長岡市へご請求ください。
--------------------------------	---

昭和参拾貳年法律省令第二十七号により昭和参拾参年四月壹日改正につき昭和参拾六年拾月貳拾四日本戸籍編製	法改正により、戸籍が作り直され、この例の場合、昭和36年10月24日に戸籍が編製されています。同本籍地に改正前の戸籍があります。
--	--

※戸籍の記載は一例です。詳しくはお問合せください。